なお、1学年3学級以下の高校の平均在籍者数は、すでに35人以下となっていますが、全ての道立高校で個に応じたきめ細かな学習指導ができるよう、引き続き、国の定数改善による少人数学級の実現について要望します。

3　配置計画の策定

生徒の進路選択や将来を見据えた学校経営を考慮し、3年間の具体的な配置計画とその後4年間の見通しを示した配置計画を毎年度策定します。

配置計画を策定した後、計画を策定した際に見通せなかった所在市町村の人口増減により急激な中学校卒業者数の増減が生じた場合や、市町村立や私立高校の設置・廃止により生徒の進路動向に大きな変動が生じた場合などは、必要に応じて計画の一部を変更します。

市町村立高校の配置等については、設置者である市町村と協議し、配置計画に反映します。

また、配置計画の策定に当たっては、圏域等における検討のほか、引き続き通学区域ごとに「地域別検討協議会」を開催し、高校の魅力化についても協議するなど幅広く丁寧に意見を伺います。

なお、所在市町村から、高校を核とした地域振興や特色ある学校づくりを進めるため、道立高校から市町村立高校への移管の要望がある場合は、当該市町村と協議を進めます。移管に当たっては、魅力ある高校づくりに向けた市町村の取組に必要な協力を行います。

・特別支援教育に関する基本方針 P42～P43 抜粋［R5.3 月策定］

4　特別支援学校の教育環境の整備

(1) 学校配置

現　状

○ 本道の特別支援学校は、令和4年度（2022年度）、道立67校、市立5校、国立1校、私立1校の合計74校が設置されている。

○ 知的障がい特別支援学校（義務・高等部併置校）の在籍者数は、平成30年度（2018年度）2,398人から令和4年度（2022年度）2,704人へと増加しており、令和3年度（2021年度）に小・中学部の学校1校、高等部を分離した学校1校をそれぞれ新設した。

○ 知的障がい特別支援学校高等部（職業学科設置校）への出願者は、令和元年度（2019年度）826人へと増加し、令和元年度（2019年度）に1校新設したが、その後、令和4年度（2022年度）755人へと減少している。

○ 知的障がい以外の特別支援学校においては、在籍者数が減少している。

○ 自宅から通学が可能な範囲に特別支援学校がない地域から、可能な限り身近な場所で、障がいの状態に応じた専門性の高い教育を受ける機会を得るため、特別支援学校整備への要望が出されている。

課　題

○ 障がいのある児童生徒の居住する地域から通学が可能な範囲内に特別支援学校が未設置で、当該地域内に相当の集団規模で特別支援学校への就学を希望する児童生徒がいる場合の受入体制の確保

○ 児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化に伴う教育環境の確保

○ 在籍者数が極めて少ない特別支援学校における適切な教育環境の整備や教員の専門性の確保

○ 特別支援学校に併設する医療機関や障がい者入所施設などの見直しに対応した適切な教育環境の確保

今後の方向性

○ 障がいのある幼児児童生徒が、可能な限り身近な場所で、障がいの状態や心身の発達の段階等に応じた専門性の高い教育を受ける機会を確保する観点に立ち、複数の障がい種が併設された学校や、知的障がい教育における小・中学部や高等部普通科と、高等部職業学科等を併設する学校を含めて、特別支援学校の整備・配置や教育環境の充実について検討します。

○ 効果的に学習や集団活動等を行うための教育環境としては、同学年で複数の児童生徒が在籍していることが望ましいことから、特に、在籍者数が10人未満と極めて少なく、その後も同様の状況が引き続くと見込まれる場合は、近隣の特別支援学校の配置状況や受入体制の整備等を踏まえながら学校の在り方を検討します。

在り方の検討に当たっては、地域における障がい種別の専門機関としての機能を考慮するとともに、児童生徒等の障がいの状態等に応じた教育の専門性や指導体制など、適切な教育環境の確保を考慮します。

施　策

主な実施主体			内　容
道庁	地域	学校	
●			□ 特別支援学校の配置に当たっては、障がいのある児童生徒の在籍状況や今後の推移のほか、圏域内における特別支援学校の配置状況や児童生徒の通学・寄宿舎への入舎の状況、活用可能な空き校舎など既存施設の状況等を総合的に勘案し、検討します。 また、職業学科を設置する高等部の場合は、これらに加え、地域における実習先や就労先の確保など地域の教育資源を活用した、各学校の実情に応じた教育の在り方も含めて検討します。
●			□ 在籍者数が増加傾向にある障がい種別の学校については、高等学校や小・中学校の空き校舎など既存施設を活用した整備を行うなどして、受入体制の確保を図ります。
●			□ 在籍者数が減少傾向にある障がい種別の学校については、全道的な学校配置の状況を踏まえ、地域における障がい種別の専門機関としての機能も考慮しながら、学校設置の在り方を検討します。
●			□ 医療施設等に併設されている特別支援学校について、併設施設が移転等する場合は、医療面における連携など従前の併設の趣旨を踏まえ、学校の在り方を検討するとともに、学校や併設施設の状況、地域における学校配置などを勘案しながら、地域の就学希望者の受入れについても検討します。
●			□ 寄宿舎の入舎者数が極端に少ない場合は、一定の集団規模における生活指導など適切な環境確保の観点から、同一市町村内など近隣の学校の寄宿舎における受入れを検討します。 なお、その際、児童生徒等の障がいの特性等に配慮するとともに、通学手段等の確保等についても検討します。

(2) 卒業後の進路を見据えた学科の整備

現　状

○ 特別支援学校高等部における職業学科は、卒業後の職業自立（就職）に必要となる専門的な知識や技能の習得を目指しており、令和4年度（2022年度）、市立を含め、全道で職業学科を設置している学校は25校ある。

○ 職業学科では、それぞれ学科の目標を規定し、生徒の学び方や障がいの特性、興味・関心に対応するため、令和4年度（2022年度）26学科を設置しており、技術の習得と併せて、働く意欲や社会人としての基礎・基本を身に付けることも重点的に指導している。

課　題

○ 社会情勢やニーズに応じた学科設置に関する検討が必要

○ 生徒の学び方や障がいの特性、興味・関心に対応し、企業等が求める力などを身に付けられるよう、幅広い学科の整備が必要

（2） 改修等の基本的な方針

建築物は適切に維持管理することで、法定耐用年数より長く使用できる可能性があります。

このため、道有建築物等について、「北海道ファシリティマネジメント推進方針」では、構造躯体が健全で、かつ、狭隘やバリアフリー対応など機能上の重大な問題が生じていなければ、耐用年数以上の長期間の使用に努めることとし、概ね20年以上の使用が可能なものについては、建築物の安全性や機能性を確保するために必要な長寿命化改修を実施するものとしています。

また、改築と比較して工事費用が安価で、排出する廃棄物量が少なく、環境負荷の低減が期待できることなどからも、従来の改築を基本とした整備手法から長寿命化改修への転換を図っています。

①　「事後保全」から「予防保全」への転換

学校施設をより長期間に渡って使用していくためには、不具合があった際に、その都度、修繕を行う「事後保全」だけではなく、不具合が軽微の段階から建物機能の保持・回復を図るため、計画的に改修等を行う「予防保全」への転換が重要です。

予防保全を適切に実施することで、突発的な不具合の防止や事後修繕に係る費用を抑制することとなり、児童生徒の安全・安心の確保だけではなく、結果として、費用の平準化やトータルコストの縮減につながります。予防保全として、大規模改造工事や長寿命化改修工事をあらかじめ周期を定め、予算の範囲内で計画的に実施していきます。

②　大規模改造工事

建築後、概ね 25 年経過時に建物の損耗や機能低下に対する回復を図るため、屋上防水、外壁、建具、電気設備、機械設備等の改修・更新を行います。

③　長寿命化改修工事

鉄筋コンクリート造校舎の法定耐用年数は 47 年と定められていますが、耐用年数を超えて使用できるよう、建物の耐久性を高め、施設の長寿命化を図る改修を行います。大規模改造と同様に建物の機能回復に加え、窓の断熱化など機能向上を図る改修とともに、必要に応じて、スロープや手摺りの設置などユニバーサルデザイン化、間仕切りの設置など多様な学習形態や生活環境の変化に対応した環境整備を行います。

建築後、概ね 40 年～45 年に「長寿命化診断」を行い、構造躯体が健全であり、更に概ね 20 年以上の使用が可能と判定された場合、改修に着手します。

④　長寿命化診断

長寿命化診断とは、長寿命化改修の前提として、構造躯体、屋上や外壁などの主要部位及び設備機器等の損傷や劣化状況について調査し、今後概ね 20 年間の使用を想定した適否を判断するものです。

長寿命化診断対象校については、施設の建築年数、老朽化の状況、配置計画を踏まえた施設使用の見通しなどを勘案し、毎年度ごとに選定します。

⑤　改築（建替え）

従来、改築（建替え）については、法定耐用年数以上の使用を基本としながら、建築年数を鑑み、個別に判断してきました。今後は長寿命化改修を基本とし、「長寿命化診断」の結果、長寿命化改修が「不可能」と判定された場合に既存施設を解体し、改築を検討します。

⑥　目標使用年数の設定

学校施設の法定耐用年数は、鉄筋コンクリート造の場合 47 年となっていますが、これは税務上、減価償却費を算定するためのものです。

日本建築学会発行の「建築物の耐久計画に関する考え方」によりますと、鉄筋コンクリート造の学校の場合、物理的な耐用年数は普通品質で 50 年～80 年となっていること、「道有施設長寿命化診断実施要領」では長寿命化改修は概ね 20 年間の使用を想定することを勘案し、法定耐用年数経過後 20 年以上の使用を目標とします。

建物の構造	法定耐用年数	目標使用年数
鉄筋コンクリート造（RC 造）	47 年	67 年以上

⑦　**本計画における基本的な整備周期モデル**

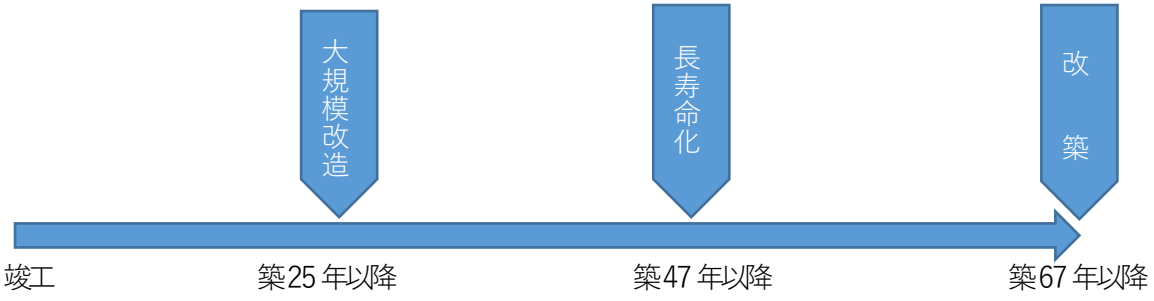

⑧　**従来型（改築中心）と長寿命化型のイメージ**

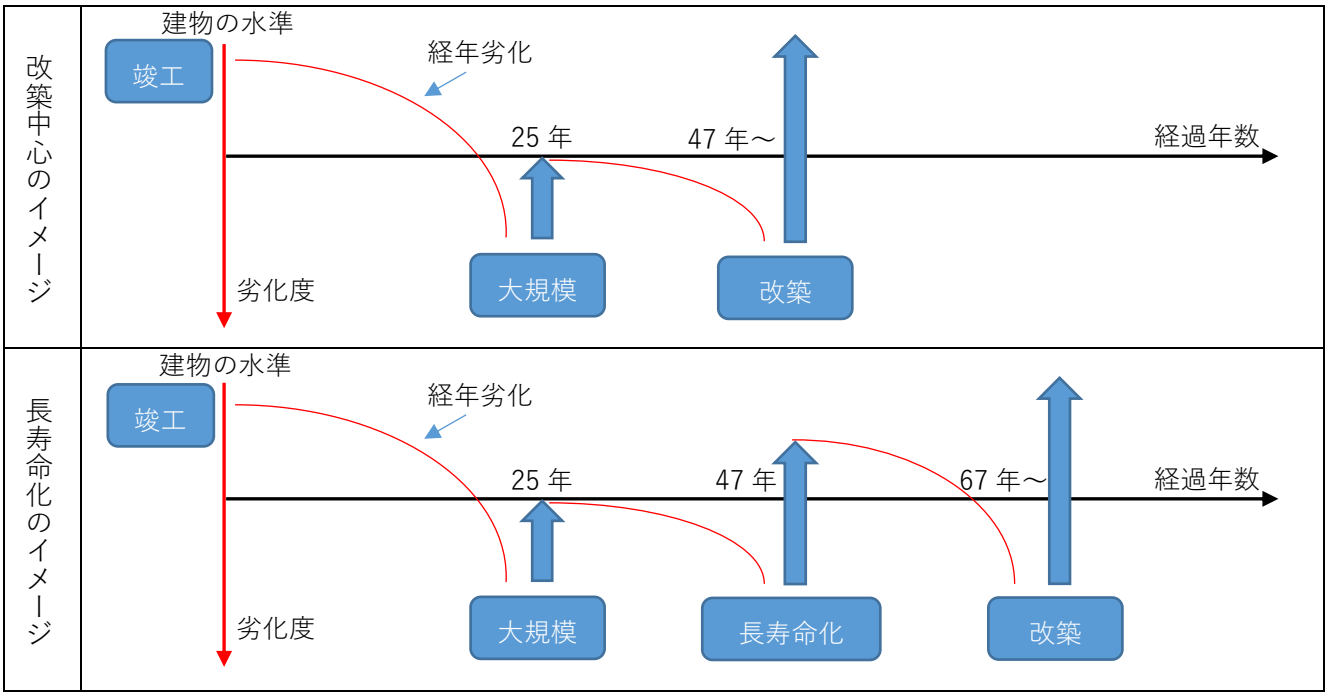

⑨　**冷房設備（エアコン）の整備**

近年、記録的猛暑が続いていることから冷房設備（エアコン）について、順次整備を進めていきます。

⑩　**「ゼロカーボン北海道」実現に向けた整備**

大規模改造工事や長寿命化改修工事に合わせて、照明ＬＥＤ化や熱源機の高効率化など「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた整備を行います。

⑪　**点検業務の徹底**

学校施設を適切かつ長期間使用するためには、不具合を早期に発見し、速やかに異常箇所への対応を行うことが重要です。また、近年、老朽化が原因と思われる外壁等の落下事故や設備の損傷による事故が全国的に発生しており、児童生徒の安全確保の観点からも点検業務を徹底します。法令に基づく定期点検や施設管理者による日常点検を適切に実施します。

また、点検などの施設管理業務を担う学校職員を対象とした研修会を定期的に開催し、点検を行う職員の資質向上に努めていきます。

⑫　**PPP/PFI の活用**

施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるため、官民のパートナーシップによる公共サービスの提供手法である PPP/PFI の活用について検討を行います。

⑬　**新技術等の導入**

限られた財源や人材でインフラを適切に維持管理していくため、新技術等の導入が期待されており、知事部局とも連携し、検討を行います。

⑭　**学校再編等に伴う解体**

将来の利用見込みがない廃校舎については、施設の適切な管理の観点から解体を検討します。

5　基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

予防保全として計画的に大規模改造工事や長寿命化改修工事を実施することで、建物の必要な機能を維持しながら、施設を長期に渡って継続使用するという基本方針を踏まえ、主な部位毎の更新周期の目安や整備水準は、概ね次のとおりとします。（更新周期「－」は都度改修　★は必要に応じて実施）

目的	部位	更新周期	整備水準
安全の確保	屋根・屋上	20～30 年	屋上防水改修、笠木改修、ルーフドレン改修
	外壁	15 年	塗装塗替、クラック補修、シーリング打替
	外部建具	30 年	サッシ取替、水切改修、ガラス留改修、シーリング打替
	機械設備	25 年	給排水設備・給湯設備等の配管類の更新
	電気設備	25～30 年	受変電設備更新
	内装	－	床・壁・天井の破損部分の補修
教育環境の改善	空調設備	15～20 年	暖房設備(ボイラー)更新、冷房設備(エアコン)設置
	衛生器具	－	トイレ改修
	内部建具	－	内窓サッシ断熱化、黒板改修
創造的な学習空間	内部建具	－	間仕切りなど使用目的により教室改造★
脱炭素化の推進	照明器具	20 年	照明ＬＥＤ化
	空調設備	15 年	ヒートポンプ化★

その他の更新周期等の目安は、「北海道教育委員会建築物等保全マニュアル」（令和 3 年 12 月）に定めるとおりです。（https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gst/hozenmanu/hozenmanu2.html）

6　長寿命化の実施計画等

（1）　改修等の優先順位付けと実施計画

施設の改修等を行う学校の選定に係る優先順位などの考え方は、次のとおりとします。

①　原則、建築年度が古い順に長寿命化改修工事に着手します。

②　大規模改造工事からの経過年数が古い順に着手します。

③　老朽化の状況を踏まえ、緊急性が高いと判断される施設は、工事時期の前倒しを検討します。

④　改修事業費が一定年度に集中しないよう、実施時期の平準化を図ります。

また、上記の考え方に基づき、「これからの高校づくりに関する指針」及び「特別支援教育に関する基本方針」等の関連計画を踏まえた上で、毎年の予算編成において実施計画を決定していきます。

（2） 維持・更新コストの見通し、長寿命化の効果

本計画に基づき、学校施設の長寿命化を進めていきますが、財政負担の見通しを明らかにするため、従来の改築を基本として長寿命化改修を行わない場合（従来型）と長寿命化改修を行う場合（長寿命化型）の費用を比較します。

【試算の前提】
- 北海道教育委員会建築物等保全規程の対象となる建築物（校舎、実習棟、体育館、武道場、寄宿舎等）を対象。
- 過去の実績等を勘案した１㎡当たりの単価を設定し試算。
  改築単価@60万円、長寿命化改修@20万円、大規模改造@12万円
  （体育館、武道場は単価を補正：上記単価の0.9）
- 期間は今後40年間
- 文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」付属ソフトにより試算。

① 長寿命化改修を行わない場合（従来型）

法定耐用年数（47 年）を迎えるまでに大規模改造工事を 1 回実施し、築 47 年で改築した場合

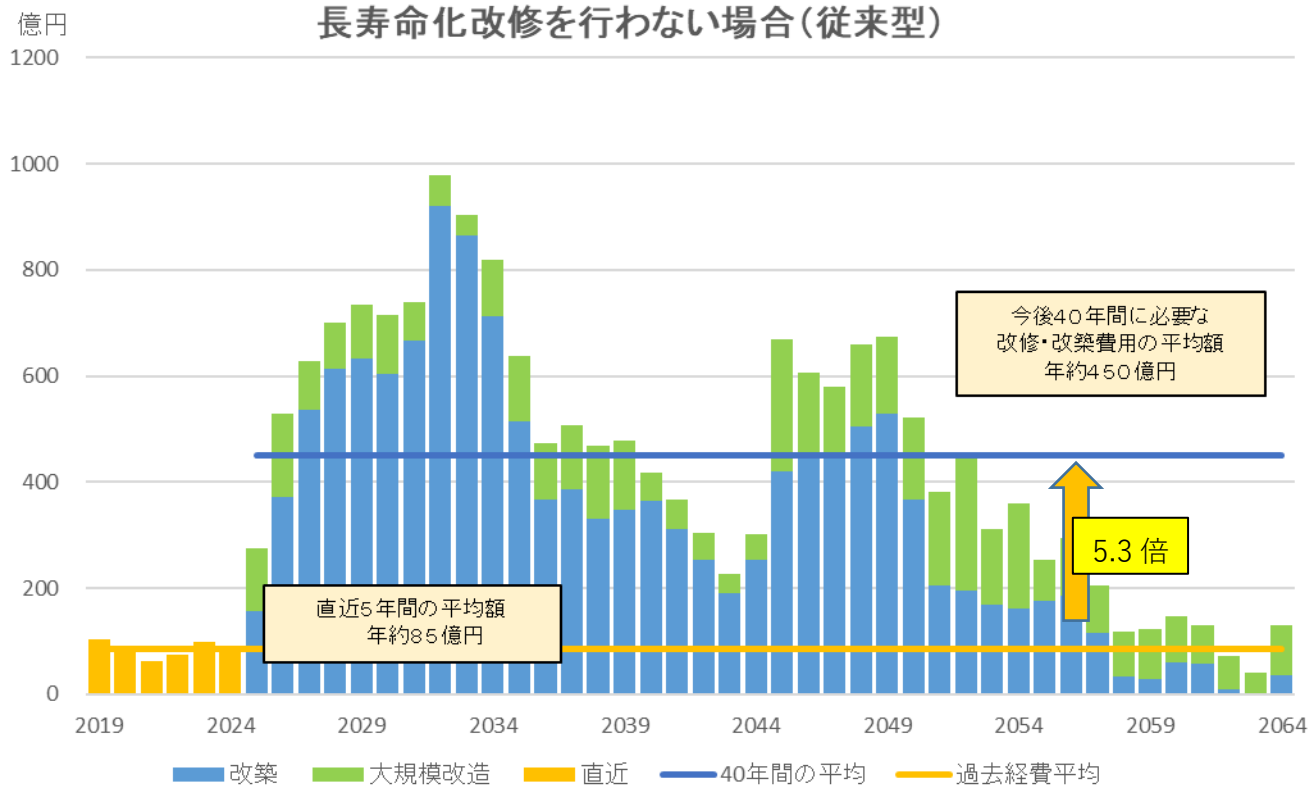

令和 46 年（2064 年）までの 40 年間で総額 18,008 億円、年平均では約 450 億円の費用が必要となり、直近 5 年間の大規模改造工事及び改築等に要した費用の年平均額約 85 億円の 5.3 倍となります。

② 長寿命化改修を行う場合

法定耐用年数を迎えるまでに大規模改造工事を 1 回実施し、築 47 年で長寿命化改修を実施し、築 67 年で改築した場合

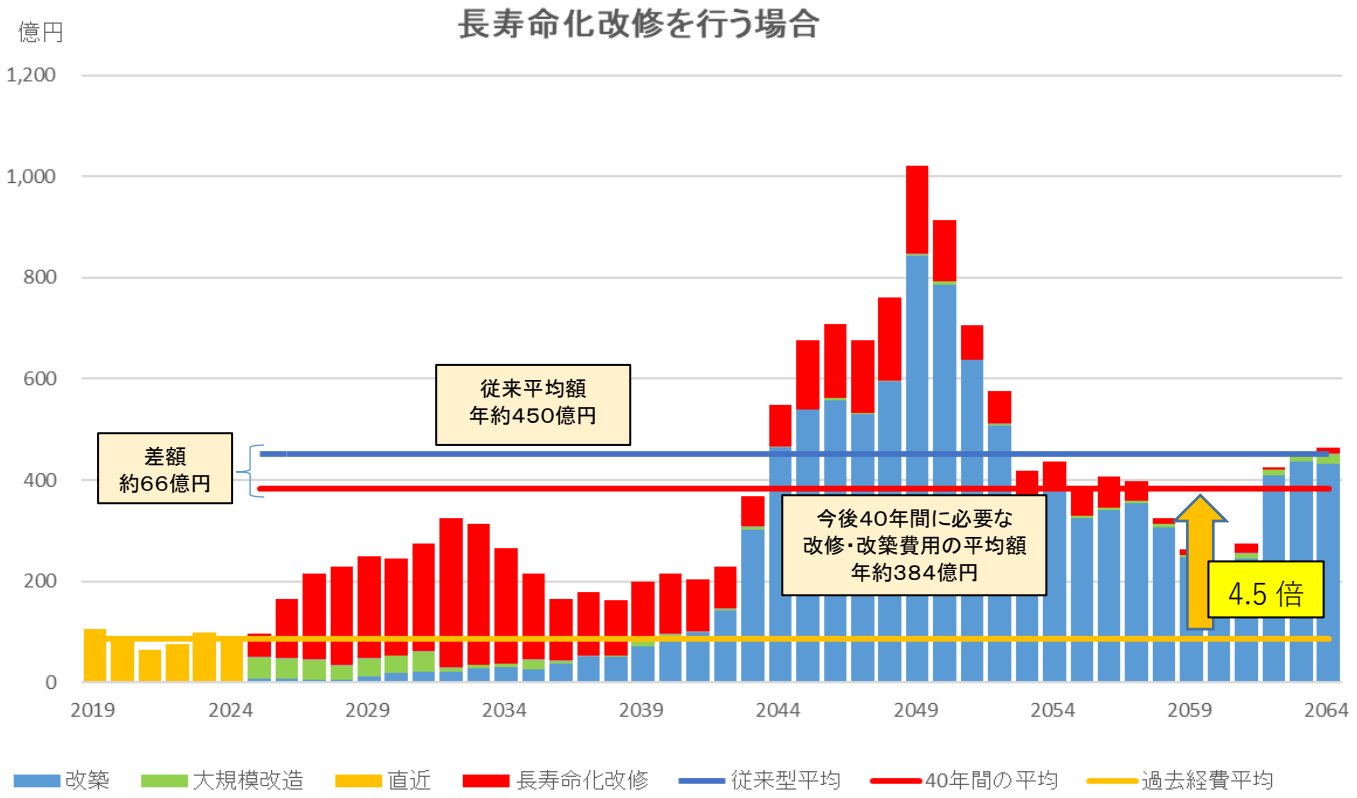

令和 46 年（2064 年）までの 40 年間で総額 15,346 億円、年平均では約 384 億円の費用が必要となり、従来型と比較して総額で約 2,662 億円、年平均で約 66 億円の費用の圧縮が見込まれる。直近の費用の年平均額約 85 億円と比較すると約 4.5 倍となる。

○　**対策費用のコスト比較表**

	40 年間総額	年平均	従来型からの削減額		
			総額削減額	年平均削減額	削減率
従来型	18,008 億円	450 億円	－	－	－
長寿命化型	15,346 億円	384 億円	▲2,662 億円	▲66 億円	▲15％

③　さらなるコスト縮減・平準化

従来型と長寿命化型を比較した結果、長寿命化型では、約 15％の経費縮減につながる試算となったものの、近年の施設整備に要した年平均費用額約 85 億円の 4.5 倍に上ることから、長寿命化型への転換だけでは、財政上の制約内に収めることが困難な状況です。加えて、建築年度に偏りがあることから、年度ごとの事業費に大きな差異が生じています。

今後も厳しい財政状況が続くと見込まれる中で、計画的に学校施設の維持管理・更新を進めるためには、さらなるコスト縮減や財政負担の平準化の検討を進める必要があります。

7　長寿命化計画の継続的運用

（1）　情報基盤の整備と活用

戦略的・持続的な学校施設の維持管理を進めていくためには、施設の劣化状況や工事履歴などを適切に把握する必要があります。そのため、各施設の点検結果、修繕・更新等の履歴の情報を一元的に管理するデータベースの整備や利活用についての取組を検討します。

（2）　推進体制等の整備

道教委において、効果的な学校施設の長寿命化計画を策定し、継続的に運用していくため、施設管理者や関係部局と連携強化を図り、組織体制の充実に努めます。

（3）　フォローアップ

ＰＤＣＡサイクルによる継続的なマネジメントを基本とし、進捗状況の把握、課題の整理、検証を行い、必要に応じて計画を見直すとともに、学校施設の点検結果や老朽化状況等を踏まえ、年度ごとの予算編成において個別事業の精査を図ります。